

第7章 基本構想策定後の事業推進に係る取り組み

7-1 基本構想に基づく特定事業計画と進行管理

7-1-1 特定事業計画の作成

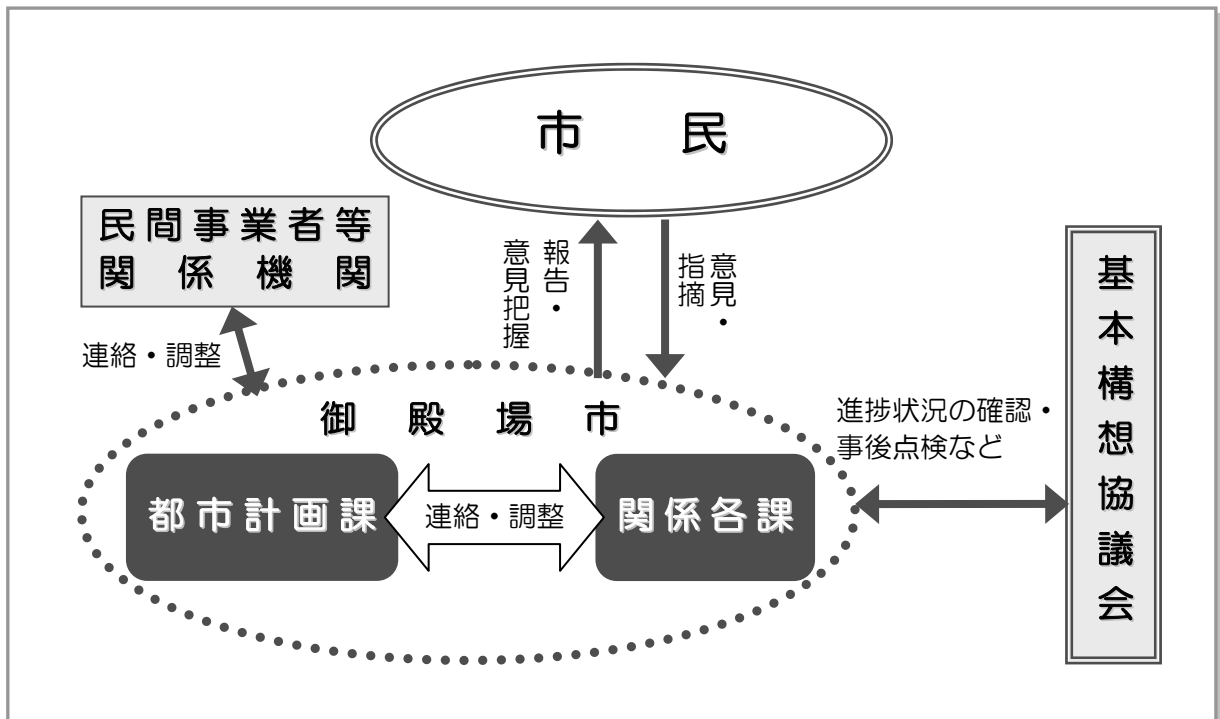
基本構想作成後は、基本構想の内容に基づき、各事業者は速やかに特定事業計画を作成します。

7-1-2 進行管理体制

基本構想に基づき特定事業の進行管理を行います。

基本的には、基本構想策定課である都市計画課が中心となり、庁内の関係各課と連携を図り、庁内における横断的な体制を構築するとともに、民間事業者等の関係機関と密に連絡・調整を取りながら進行管理を行います。

進行管理の実施にあたっては、各特定事業の内容に対して、整備目標となる数値指標を設定し、進行管理の状況を定量化することで関係者が状況を把握しやすくなるような工夫をします。



〈図7-1：進行管理体制のイメージ〉

7-1-3 段階的・継続的な取り組み

進行管理は計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCA※¹サイクルに基づき、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を実施する必要があります。

今後は、基本構想協議会等を活用しながら市民意見を反映し、下記のとおり管理を実施します。

Plan ー特定事業計画の作成ー

特定事業計画を各管理者が作成します。

Do ー事業の実施ー

特定事業計画（基本構想）の作成または更新後に事業を実施します。

Check ー民間事業者等

関係機関との連携ー

進行管理シートの記載依頼や具体的な調整は、市と民間事業者等関係機関が密に連携を図りながら進めていきます。

Check ー進行管理シートの運用ー

市は特定事業計画の作成後も事業の進捗状況を管理するため、各管理者が作成した進行管理シートを基に、定期的に各事業のバリアフリー化実施状況を把握していきます。

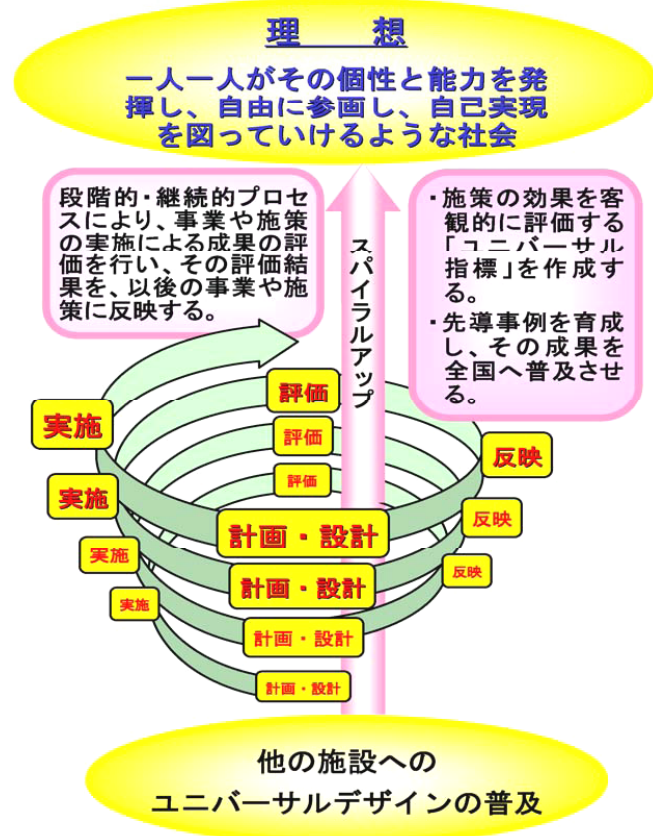
Check ー市民意見の把握ー

バリアフリー化の実現に向けて、市が作成した特定事業計画に対してパブリックコメントや当事者への意見聴取等を行うことで、市民の意見を把握します。

Action ー基本構想の見直し・更新ー

進行管理シートの運用やパブリックコメント等により状況を把握した上で、基本構想協議会を通じて特定事業計画や基本構想そのものの見直し・更新を図り、より有意義で効果的なバリアフリー化の実践を進めていきます。

段階的・継続的な取組



出典：国土交通省HP

〈図7-2：スパイラルアップのイメージ〉

※1 PDCA：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

7-2 今後の課題

7-2-1 生活関連施設以外の既存施設のバリアフリー化への対応

本基本構想ではバリアフリー化を推進するため、生活関連施設の設定要件として、バリアフリー法に則り、床面積 2,000 m²以上の特別特定建築物を対象としていますが、県条例では、より広い範囲で条例基準への適合が求められています。

本市においては、県条例の基準へ適合させるべく、公共的施設の新築等を行う場合はもちろんのこと、既存の施設についても県条例基準への合致を目指していきます。

その第一段階として、生活関連施設に位置づけた既存の施設のバリアフリー化を推進し、PDCA サイクルに基づくスパイラルアップにより、実効性のある取り組みを継続していくことが重要となります。

7-2-2 自転車ネットワークの整備方針

都市計画道路を始めとする十分な幅員が確保できる路線においては自転車歩行者道を活用し、その他の路線においては路肩の活用による自転車通行について検討するなど、道路のバリアフリー化に合わせた自転車ネットワークのあり方を検討していく必要があります。